

「学生と社会人の関係性創出事業」業務委託仕様書

1 事業の目的

学生と社会人の関係性創出事業（以下「本事業」という。）は、市内の大学生と市内で働く社会人とが主体的に関わる機会を提供し、協働の活動を通して、相互に地域で働く意味を学び合い、地域への愛着形成を促し、中長期的に京都の豊かな関係人口を醸成することを目的とする。

学生については、京都で出会った大人をロールモデルとして自身のキャリアデザインを描ける力を身につけることに加え、将来にわたって京都と関わり続ける意向を高めることを重視する。

社会人については、ロールモデル、メンター的に学生に働き方を見せ、働く意味を伝える活動を通して、自身のキャリアデザインを見直す機会とすることに加え、学生支援の経験を糧に将来にわたって京都のまちで活躍し続ける意向を高めることを重視する。

2 前提条件

- (1) 京都市の人口減の状況、若い世代や学生の市外就職・転出等関連する課題等を十分理解し、上記事業目的を達成するために必要な人員を配置して業務を遂行すること。
- (2) 民間の企業、団体、大学等と積極的に連携し、将来的に産官学で協働運営できる仕組みを想定した事業設計を図ること。
- (3) 委託業務の中で発生したトラブルや事故についてはその大小にかかわらず、速やかに発注者に報告・相談するとともに、適切な対応をとるよう努めること。

3 委託業務の内容

(1) 学生と社会人の関係性創出の仕組み化についての業務

- ① 単に学生と社会人が出会う場を提供するだけでなく、学生と社会人を 1 対 1 でマッチングし、ペア活動を促進し、関係性の構築を支援できる仕組みを提案し、事務局として運営すること。

3 ペア以上のマッチングを図ることとし、必要に応じて柔軟に組み替え可能な仕組みとすること。

(ペア活動の考え方)

社会人と学生が仕事を通じて、定期的に行動を共にし、対話することを指す。

企業インターンのように業務を与えて職業体験を提供するのではなく、例えば、職場に帯同のうえ、学生に仕事の目的・使命等を共有し、意見交換する、働き方について話し合うなど、社会人個人の仕事との向き合い方や働き方を見せる活動を想定

- ② 市内の大学、学生団体、学生支援組織、大学生等に対し本事業を周知するとともに、本事業への参加及び組織としての連携を促進すること。
- ③ 市内の企業、経済団体、地域金融機関、社会人等に対し本事業を周知するとともに、本事業への参加及び組織としての連携を促進すること。
- ④ 本事業について、適切なプロジェクト名の設定、ロゴの作成、SNS の発信、

HP（ランディングページ）作成、WEB記事の配信等を通じて京都市ならではの取組としてのブランディングに取り組むこと。

- ⑤ 学生と社会人が交流できるイベント（活動の紹介、成果報告等）を2回以上企画・実施すること。

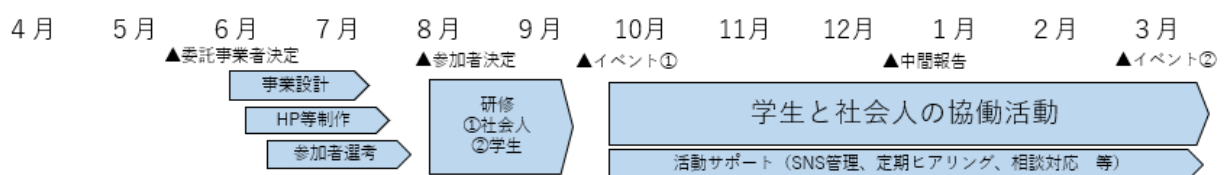
(2) 学生向けの企画業務

- ① 学生に向けた本事業への参加募集、選考を実施すること。募集、選考の方法は問わないが、選考基準は契約後に発注者と協議のうえ決定するものとする。
- ② 学生向けに主体的にキャリアデザインに取り組む姿勢を高めるための研修及び行動規範、コンプライアンスに係る研修を実施すること。聴講のみでなく受講生相互の対話を促し、目標設定のプレゼンを実施する等アクティブラーニングの手法を取り入れた研修とすること。
- ③ 参加学生が活動中に利用可能なサポート（相談対応、メンタリング等）窓口を設定し、適宜サポートできる体制を構築・運用すること。

(3) 社会人向けの企画業務

- ① 社会人に向けた本事業への参加募集、選考を実施すること。募集、選考の方法は問わないが、選考基準は契約後に発注者と協議のうえ決定するものとする。
- ② 社会人向けに、自身のキャリアデザインを元に学生のキャリアデザインを支援する姿勢や学生の主体性を尊重する姿勢を高める研修及び行動規範、コンプライアンスに係る研修を実施すること。聴講のみでなく受講生相互の対話を促し、目標設定のプレゼンを実施する等アクティブラーニングの手法を取り入れた研修とすること。
- ③ 参加社会人への活動中のサポート（相談対応、実施状況のヒアリング等）を実施すること。

【参考】事業スケジュールイメージ



(4) 効果検証

学生及び社会人にアンケート調査やヒアリング調査を実施し、次のような観点を含めて効果検証を実施すること。

- ① 3(1)①の業務については、「ペア活動の中でどのような気づきが得られたのか」、「ペア活動の前後で、京都で働く意味や京都への愛着などについて、どのような意識変容があったのか」、「将来、京都とどのように関わりたいと思うようになったか」といった観点
- ② 3(1)⑤の業務については、交流イベントへの参加により、「他のペアの活動内容に触れることで、どのような気づきが得られたのか」という観点

(5) 独自提案

本業務の目的に合致する独自企画を提案し、本市との協議を経て実施することを妨げない。

(6) 協議・報告

- ・ 本業務における各企画の検討に当たっては、事前に本市と会合の場を設け、その内容について報告・協議・情報交換等を行うこと（オンライン・オフラインの別は問わない）。
- ・ 上記の会合のみならず、事業の実施状況等に応じて、適宜打合せの機会を設け、円滑な事業遂行に向けて密な情報連携に努めること。

4 成果物及び実績報告について

- (1) 本業務における制作物等がある場合は、その所有権及び著作権に関して事前に本市と協議し、それらが本市に帰属する場合には、令和8年3月31日までに納品すること。
- (2) 学生と社会人の協働活動期間中に少なくとも1回、書面で中間報告を行うこと。様式は問わないが、学生と社会人のペアリング状況、それぞれの特徴、期待値、取組状況、課題等の分析、今後の進め方の方針などを整理し、記載すること。
- (3) 事業期間終了後、速やかに事業完了報告書を書面で提出すること。様式は問わないが、学生と社会人の各ペアについての活動実績を記載するとともに、業務全体を通しての総括、課題分析、次年度以降の事業実施に向けた改善点等をKPT法に沿って記載し、3(4)に記載の効果検証結果と合わせて提出すること。

5 再委託の禁止

受託者は、業務履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではないが、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

6 個人情報の保護

- (1) 受託者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。

なお、本件業務の実施に当たっては、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

- (2) 本業務の履行において知り得た個人情報を、第三者に漏えいしてはならない。

7 損害賠償

受託者の故意または過失により、本市に損害を与えた場合、受託者は本市にその損害を賠償しなければならない。

8 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。

- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (3) 本仕様書及び個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書（別紙）に定めのない事項は、本市と協議し、その決定に従うこと。
- (4) 本市から提供した文章及び写真等が無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (5) 受託者は、本仕様書に記載されている事項のほか、本市の条例や規則等を遵守すること。
- (6) 本業務の遂行に当たって何等かのトラブルが生じた場合には、誠意を持って対応すること。